

(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第57条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を所轄消防署長に届け出なければならない。ただし、第6号に掲げる行為については、当該行為をしようとする者に代わって、同号に掲げる催しの主催者その他消防署長が適当と認める者が届け出ることができる。(す)(せ)(ら)

- (1) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為(たき火を含む。)
- (2) 煙火(がん具用煙火を除く。)の打上げ又は仕掛け
- (3) 劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画、その他の催物の開催
- (4) 水道の断水又は減水
- (5) 消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路の工事又は占用
- (6) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他多数の者の集合する催しにおける露店、屋台その他これらに類するもの(対象火気器具等を使用するものに限る。)の開設

条則

(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為の届出)

第13条 条例第57条第1号から第6号までに掲げる火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出をしようとする者は、同条第1号に掲げる行為に係る届出にあつては実施する日の1日前までに、同条第2号から第6号までに掲げる行為に係る届出にあつては実施する日の3日前までに、届出書に必要な図書を添えて提出しなければならない。ただし、同条第1号、第4号及び第5号に掲げる行為に係る届出にあつては、届出書の提出に代えて口頭により行うことができる。

(あ)(え)(か)(ね)

## 【解説】

本条は、火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為等火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある行為を掲げ、その届出について規定したものである。

1 本条における届出義務者は、すべて行為者であるが、これらの行為につき請負契約又は委任契約が締結されている場合には、請負人又は受任者が一般に行為者である。

- (1) 第3号の催物の開催についての行為者は主催者であって出演者等ではない。
- (2) 第4号の水道の断減水又は第5号の道路工事は、水道管理者又は道路管理者自身が行う場合は、水道管理者又は道路管理者が行為者となり、請負契約により行う場合は、その請負人が行為者となる。

2 「あらかじめ」とは、第1号にあつては実施する日の1日前までを、第2号から第6号までにあつては実施する日の3日前までをいう(条則第13条)。

- 3 第1号の「火災とまぎらわしい」とは、次のような行為をする場合をいう。
- (1) たき火をする場合
  - (2) 道路工事等でアスファルトを溶解するような場合
  - (3) 溶解作業等をする場合で煙と炎が大量に出る場合
  - (4) 消火実験等をする場合
  - (5) その他著しく煙、炎等が出るような作業等をする場合
- 4 第2号については、火薬類の消費をしようとする者は、火薬類取締法第25条第1項(ただし書に該当する場合を除く。)の許可が必要であり、かつ、煙火を消費する場合は火薬類取締法施行規則第56条の4の規定が適用される。
- 5 第3号の「催物」とは、劇場等以外の用途に使用される建築物、工作物において、一時的に行う映画、演劇、演芸、音楽、スポーツその他の観せ物又は聞かせるものをいう。
- 6 第4号の「断水又は減水」とは、水道工事等によりある区域が断水又は減水をするような場合である。
- 7 第5号の「道路の工事又は占用」とは、次の行為をする場合をいう。
- (1) 道路工事、水道管、ガス管、電気若しくは通信ケーブル等の埋設工事又は露店等を開設しようとする場合で、消防隊の通行その他消火活動に障害となるような場合
  - (2) 第5号に基づく届出(露店等の開設を除く。)については、全面通行止め等消火活動に重大な支障が生ずるおそれがあるとき以外は省略できるものであること。
- 8 第6号について
- (1) 「多数の者の集合する催し」とは、条例19条第1項第9号と同義であること。
  - (2) 「露店」とは、屋外で台などに商品を並べて販売するものを、「屋台」とは、そのうち簡易に移動可能なものであり、移動販売車両を含む。
  - (3) 「その他これらに類するもの」とは、商店が臨時に店先に商品を出して販売するものや、物産展のように屋内で小さく間仕切りした区画内(ブース)で商品を販売するものなどが該当する。